R6.8.1

（介護予防）短期入所　料金表【1割負担】

特別養護老人ホーム　つづみ園

■料金（1日あたりの概算）　※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は含まず

介護度		単位	介護サービス費		居住費（ユニット型個室）	食費（1,800円/日）			※合計
			基本料金	加算		朝食	昼食	夕食	
要支援1	予防併設ユニット型短期生活Ⅰ（242411）	529単位	538円	36円	2,066円	350円	765円	685円	4,440円
要支援2	予防併設ユニット型短期生活Ⅰ（242421）	656単位	668円	36円	2,066円	350円	765円	685円	4,570円
要介護1	併設ユニット型短期生活Ⅰ（212411）	704単位	716円	68円	2,066円	350円	765円	685円	4,650円
要介護2	併設ユニット型短期生活Ⅰ（212421）	772単位	786円	68円	2,066円	350円	765円	685円	4,720円
要介護3	併設ユニット型短期生活Ⅰ（212431）	847単位	862円	68円	2,066円	350円	765円	685円	4,796円
要介護4	併設ユニット型短期生活Ⅰ（212441）	918単位	934円	68円	2,066円	350円	765円	685円	4,868円
要介護5	併設ユニット型短期生活Ⅰ（212451）	987単位	1,004円	68円	2,066円	350円	765円	685円	4,938円

●食事代は、提供した食事代のみの料金となります。

■加算　内訳

加算　種別	単位	詳　細
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である
機能訓練指導体制加算	12単位/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
看護体制加算（Ⅰ）（要介護のみ）	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している
看護体制加算（Ⅱ）（要介護のみ）	8単位/日	看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している
夜勤職員配置加算（Ⅱ）（要介護のみ）	18単位/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率（14.0%）を乗じた単位数	

●送迎を利用された場合は、別途送迎加算（片道184単位）が必要となります。

◎利用料金の計算方法について（※地域区分有り）

人件費の地域差を反映させるために、基本1単位＝10円に対して地域区分により割増が定められております。
周南市は地域区分7級地に指定されており、1単位＝10.17円となります。

例）　要介護4の方で、施設送迎の送迎にて4泊5日（初日の朝食、最終日の夕食は無し）のご利用を行われた場合

基本単位	918単位	×	5日間	×	10.17	×	1割負担	=	4,668円
送迎加算	184単位	×	2回分	×	10.17	×	1割負担	=	374円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	18単位	×	5日間	×	10.17	×	1割負担	=	91円
機能訓練体制加算	12単位	×	5日間	×	10.17	×	1割負担	=	61円
看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	12単位	×	5日間	×	10.17	×	1割負担	=	61円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	×	5日間	×	10.17	×	1割負担	=	91円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	5,258単位	×	14.0%	×	10.17	×	1割負担	=	748円
居住費	2,066円	×	5日間					=	10,330円
食費	350円（朝食）×4回	＋	765円（昼食）×5回	＋	685円（夕食）×4回			=	7,965円
							合計		24,389円

※　利用者負担額（1割負担）の算出方法＝費用総額（各単位×日数×地域区分）－保険給付額（費用総額の9割）

※居住費・食費について（要　申請）

●市に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、 認定証に記載されている居住費・食費となります。

●1日の食事代については、認定証に記載されている負担額を超えた分が補助されます。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②
居住費	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円

※お支払い方法について

●当施設では『口座振替』をお願いしており、金融機関はどこでも可。引き落とし手数料については当施設で負担いたします。

●ご利用の月末に集計、翌月10日頃に請求書をご自宅宛に送付。 毎月27日に口座引落となります。

R6.8.1

（介護予防）短期入所　料金表【2割負担】

特別養護老人ホーム　つづみ園

■料金（1日あたりの概算）　※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は含まず

介護度		単位	介護サービス費		居住費（ユニット型個室）	食費（1,800円/日）			※合計
			基本料金	加算		朝食	昼食	夕食	
要支援1	予防併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（242411）	529単位	1,076円	70円	2,066円	350円	765円	685円	5,012円
要支援2	予防併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（242421）	656単位	1,335円	70円	2,066円	350円	765円	685円	5,271円
要介護1	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212411）	704単位	1,432円	132円	2,066円	350円	765円	685円	5,430円
要介護2	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212421）	772単位	1,571円	132円	2,066円	350円	765円	685円	5,569円
要介護3	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212431）	847単位	1,723円	132円	2,066円	350円	765円	685円	5,721円
要介護4	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212441）	918単位	1,868円	132円	2,066円	350円	765円	685円	5,866円
要介護5	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212451）	987単位	2,008円	132円	2,066円	350円	765円	685円	6,006円

●食事代は、提供した食事代のみの料金となります。

■加算　内訳

加算　種別	単位	詳　細
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である
機能訓練指導体制加算	12単位/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
看護体制加算（Ⅰ）（要介護のみ）	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している
看護体制加算（Ⅱ）（要介護のみ）	8単位/日	看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している
夜勤職員配置加算（Ⅱ）（要介護のみ）	18単位/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率（14.0%）を乗じた単位数	

●送迎を利用された場合は、別途送迎加算（片道184単位）が必要となります。

◎利用料金の計算方法について（※地域区分有り）

人件費の地域差を反映させるために、基本1単位＝10円に対して地域区分により割増が定められております。
周南市は地域区分7級地に指定されており、1単位＝10.17円となります。

例）　要介護4の方で、施設送迎の送迎にて4泊5日（初日の朝食、最終日の夕食は無し）のご利用を行われた場合

基本単位	918単位	×	5日間	×	10.17	×	2割負担	=	9,336円
送迎加算	184単位	×	2回分	×	10.17	×	2割負担	=	748円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	18単位	×	5日間	×	10.17	×	2割負担	=	183円
機能訓練体制加算	12単位	×	5日間	×	10.17	×	2割負担	=	122円
看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	12単位	×	5日間	×	10.17	×	2割負担	=	122円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	×	5日間	×	10.17	×	2割負担	=	183円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	5,258単位	×	14.0%	×	10.17	×	2割負担	=	748円
居住費	2,066円	×	5日間					=	10,330円
食費	350円（朝食）×4回	＋	765円（昼食）×5回	＋	685円（夕食）×4回			=	7,965円
							合計		29,737円

※　利用者負担額（1割負担）の算出方法＝費用総額（各単位×日数×地域区分）－保険給付額（費用総額の8割）

※居住費・食費について（要　申請）

●市に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、 認定証に記載されている居住費・食費となります。

●1日の食事代については、認定証に記載されている負担額を超えた分が補助されます。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②
居住費	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円

※お支払い方法について

●当施設では『口座振替』をお願いしており、金融機関はどこでも可。引き落とし手数料については当施設で負担いたします。

●ご利用の月末に集計、翌月10日頃に請求書をご自宅宛に送付。 毎月27日に口座引落となります。

R6.8.1

（介護予防）短期入所　料金表【3割負担】

特別養護老人ホーム　つづみ園

■料金（1日あたりの概算）　※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は含まず

介護度		単位	介護サービス費		居住費（ユニット型個室）	食費（1,800円/日）			※合計
			基本料金	加算		朝食	昼食	夕食	
要支援1	予防併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（242411）	529単位	1,614円	104円	2,066円	350円	765円	685円	5,584円
要支援2	予防併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（242421）	656単位	2,002円	104円	2,066円	350円	765円	685円	5,972円
要介護1	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212411）	704単位	2,148円	196円	2,066円	350円	765円	685円	6,210円
要介護2	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212421）	772単位	2,356円	196円	2,066円	350円	765円	685円	6,418円
要介護3	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212431）	847単位	2,584円	196円	2,066円	350円	765円	685円	6,646円
要介護4	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212441）	918単位	2,801円	196円	2,066円	350円	765円	685円	6,863円
要介護5	併設ﾕﾆｯﾄ型短期生活Ⅰ（212451）	987単位	3,012円	196円	2,066円	350円	765円	685円	7,074円

●食事代は、提供した食事代のみの料金となります。

■加算　内訳

加算　種別	単位	詳　細
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である
機能訓練指導体制加算	12単位/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
看護体制加算（Ⅰ）（要介護のみ）	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している
看護体制加算（Ⅱ）（要介護のみ）	8単位/日	看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している
夜勤職員配置加算（Ⅱ）（要介護のみ）	18単位/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率（14.0%）を乗じた単位数	

●送迎を利用された場合は、別途送迎加算（片道184単位）が必要となります。

◎利用料金の計算方法について（※地域区分有り）

人件費の地域差を反映させるために、基本1単位＝10円に対して地域区分により割増が定められております。
周南市は地域区分7級地に指定されており、1単位＝10.17円となります。

例）　要介護4の方で、施設送迎の送迎にて4泊5日（初日の朝食、最終日の夕食は無し）のご利用を行われた場合

基本単位	918単位	×	5日間	×	10.17	×	3割負担	=	14,004円
送迎加算	184単位	×	2回分	×	10.17	×	3割負担	=	1,122円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	18単位	×	5日間	×	10.17	×	3割負担	=	274円
機能訓練体制加算	12単位	×	5日間	×	10.17	×	3割負担	=	183円
看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	12単位	×	5日間	×	10.17	×	3割負担	=	183円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	×	5日間	×	10.17	×	3割負担	=	274円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	5,258単位	×	14.0%	×	10.17	×	3割負担	=	748円
居住費	2,066円	×	5日間					=	10,330円
食費	350円（朝食）×4回	＋	765円（昼食）×5回	＋	685円（夕食）×4回			=	7,965円
							合計		35,083円

※　利用者負担額（1割負担）の算出方法＝費用総額（各単位×日数×地域区分）－保険給付額（費用総額の7割）

※居住費・食費について（要　申請）

●市に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、 認定証に記載されている居住費・食費となります。

●1日の食事代については、認定証に記載されている負担額を超えた分が補助されます。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②
居住費	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円

※お支払い方法について

●当施設では『口座振替』をお願いしており、金融機関はどこでも可。引き落とし手数料については当施設で負担いたします。

●ご利用の月末に集計、翌月10日頃に請求書をご自宅宛に送付。 毎月27日に口座引落となります。